

## 西宮市立山東自然の家指定管理者基本協定書（案）

西宮市教育委員会（以下「甲」という。）と西宮市立山東自然の家（以下「自然の家」という。）の指定管理者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、自然の家の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について以下のとおり合意し、協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、業務を実施するための基本的な事項を定める。

## （公共性及び民間事業者による管理運営の趣旨の尊重）

第2条 乙は、自然の家の設置目的が、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じ、心身ともに健全な少年を育成することにあることを十分理解し、その趣旨を尊重して業務の実施にあたるものとする。

2 乙は、自然の家に指定管理者制度を導入した目的が民間の能力の積極的な活用にあることを十分理解し、その趣旨を尊重して、自然の家によるサービスの提供が最大限の効果を生むよう努めるものとする。

## （指定期間及びこの協定の期間）

第3条 この協定に係る指定管理者の指定期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間とする。

2 この協定の有効期間は、前項の期間と同様とする。ただし、地方自治法第244条の2第11項及びこの協定の第19条第3項、第20条第1項又は第4項の規定により指定を取り消した場合は、この協定は効力を失うものとする。

3 前項の場合においても、第7条、第8条、第12条から第14条、第18条、第20条から第22条までの規定は、指定の取消し後もなお効力を有するものとする。

## （管理の基準）

第4条 乙は、この協定及び第26条の規定に基づき別途締結する年度協定並びに西宮市立山東自然の家条例（昭和63年西宮市条例第58号。以下「条例」という。）及び西宮市立山東自然の家条例施行規則（昭和63年西宮市教育委員会規則第18号）のほか、次に掲げるものに従い、業務を実施しなければならない。

（1）自然の家指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）

（2）自然の家指定管理業務仕様書

（3）自然の家の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）

2 前項に掲げるもののほか、乙は、業務を実施するに当たっては、地方自治法、労働基準法その他の法令を遵守しなければならない。

(基本的な業務の範囲)

第5条 乙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第6条の規定に基づく使用の許可及び不許可並びに条例第9条の規定に基づく使用許可の取消し及び使用の停止及び制限に関する業務(ただし、許可及び不許可並びに取消し及び停止及び制限の決定については、甲が行う)
  - (2) 条例第7条の規定に基づく使用料の徴収事務、減免及び還付に関する業務
  - (3) 自然の家における利用の受け入れに関する業務
    - ① 自然学校の受け入れ
    - ② 一般利用者の受け入れ
    - ③ 甲及び朝来市が主催する事業の受け入れ
    - ④ 乙が主催する自主事業等の実施
    - ⑤ 緊急時の対応
  - (4) 自然の家の施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務
  - (5) 自然の家の清掃業務
  - (6) 自然の家の食堂運営業務(ただし、運営に係る経費及び収入は指定管理業務とは別会計とし、乙が管轄する)
  - (7) 自然の家の管理運営に関する事業報告
  - (8) モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務
  - (9) その他、自然の家の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務
- 2 乙は、前項の業務を実施するにあたり、甲の承認を得て、その一部を第三者に委託して行うことができる。ただし、前項に掲げる事務を一括して委託してはならない。

(従業員の配置)

第6条 乙は、業務の責任者として所長を置くほか、事務、施設管理、看護等の業務に必要な従業員を配置するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が効力を失った後も同様とする。

(個人情報の保護等)

第8条 乙は、業務の実施に関して知り得た個人の情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に従って取り扱わなくてはならない。

- 2 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、乙が講じなければならない個人情報の安全管理のための必要な措置は、別記1「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(情報の公開)

第9条 乙は、自らの基本方針や財務状況等について、情報の公開に努めなければならない。

2 乙は、業務の実施に関して取得し、又は作成した文書について、甲から原本又は写しの提出を求められたときは、これに従わなければならない。

(会計区分)

第10条 業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度ごとに独立して経理を行わなければならない。

(事業計画書の作成及び提出)

第11条 乙は、毎年度開始前に、甲と協議のうえ、次に掲げる事項を記載又は写しを添付した事業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 施設の開所予定
- (2) 自然の家の管理に係る経費の予算書
- (3) 乙が主催する自主事業等の事業計画
- (4) 業務委託計画
- (5) 指定管理者選定時に提出の事業計画内容と変更がある場合には、変更後の事業計画

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 乙は、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号）第8条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載又は写しを添付した事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中で指定が取り消されたときは、その取り消された翌日から起算して30日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 取り組みと今後の改善点
- (2) 施設の開所状況及び利用状況（月別、団体別、地域別）
- (3) 医務室利用状況
- (4) 従業員配置状況（管理事務所、食堂）
- (5) 自然の家の管理に係る経費の決算書
- (6) 業務委託に関する仕様書または契約書
- (7) 法人の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- (8) 乙が主催する自主事業等参加者及び自然学校利用者アンケート集計結果
- (9) 組織図、労働実態調査
- (10) その他甲が必要と認める事項

- 2 乙は、収支に関する帳票その他業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない
- 3 乙は、業務の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責めに帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

#### (定例報告)

第13条 乙は、毎月10日までに、次に掲げる事項を記載又は写しを添付した前月分の事業報告書を甲に報告しなければならない。

- (1) 施設の開所状況及び各日の利用状況（団体数、人数）
- (2) 職員名簿、各日の従業員配置状況（管理事務所、食堂）
- (3) 保安・警備に係る宿日直業務委託実施状況
- (4) 植栽・剪定・清掃等の維持管理に係る業務委託実施状況
- (5) 改修・修繕工事実施状況
- (6) 消防、衛生、水質、設備等の外部機関による定期検査結果及び改善措置状況
- (7) 乙が主催する自主事業等の実施状況、参加者アンケート結果
- (8) 苦情、事故対応状況（軽微なものを除く）
- (9) 職員研修、防災訓練等実施状況
- (10) その他甲が必要と認める事項

#### (財産の管理)

第14条 乙は、業務に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、業務の運営に使用するものとする。

- 2 乙は、業務に係る財産を業務の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 乙は、業務に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 乙は、天災地変その他の事故により自然の家に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

#### (備品)

第15条 甲が所有する備品のうち業務遂行上必要なものについては、甲が無償貸与するものとする。

- 2 高額な備品の購入については、甲乙で協議するものとする。ただし、購入価格が税込10万円未満の備品の購入については、原則指定管理料により乙が行うものとする。
- 3 乙が、指定管理料により備品（購入価格が税込5万円以上のもの。）の購入を希望する場合には、事前に甲に提案のうえ、その備品の所有権を甲乙で協議のうえ、決定

するものとする。

- 4 乙が前項の規定により購入した備品のうち、甲の所有としたもの及び指定管理終了後に甲に引き継ぐとしたものについては、速やかに備品台帳又はこれに代わるものに登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 5 乙は、業務の効率化等を目的として、自己の費用で備品を購入することができる。ただし、購入価格が税込10万円以上の備品を本業務に供する場合は、事前に甲に報告を行うものとする。
- 6 乙の所有する備品については、乙の責任において、甲の所有する備品と明確に区別して安全かつ適切な管理を行い、指定管理終了後に乙の責任と費用で撤去するものとする。

#### (修繕)

第16条 業務に係る大規模な改修、維持補修については、甲乙で協議するものとする。ただし、税込価格が50万円以下の施設の維持補修及び備品を使用するうえで必要となる修繕については、原則指定管理料により乙が行うものとする。

2 前項ただし書の維持補修及び修繕（費用が税込5万円以上のもの。）を行う場合には、事前に甲の承認を得なければならない。

#### (契約等)

第17条 乙が、自然の家の業務を行うにあたって、第三者と契約を行う場合には、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約しようとする者からのみで見積書によることができるものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) その他甲が認める時。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (2) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約を締結するとき。
- (3) 災害の発生により、緊急を要するとき。
- (4) 1件の予定価格が5万円以下の契約を締結するとき。
- (5) その他甲が認める時。

#### (モニタリング)

第18条 甲及び乙は、第3条第1項及び第2項に規定する期間中の自然の家の適正な管理運営を確保し、市民サービスの向上等の検証や各種リスクの軽減を図るため、モニタリングを実施するものとする。

- 2 甲は、モニタリングにおいて、乙が行う業務の履行状況を確認するとともに、乙のサービスの質及び乙の経営状況を評価するものとする。
- 3 乙は、甲と協議のうえ、自らの責任において、利用者アンケート等により利用者の満足度等サービスの向上に資する情報を把握しなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 甲は、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができるものとし、その情報を兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供することで、乙が西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に規定する暴力団等であるか否かについて意見を聴くことができる。また、乙が当該協定の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合（その第三者が別の第三者に行わせる等当該協定の履行にかかるすべての場合を含む。以下「第三者に行わせる場合」という。）にあっても、甲はその第三者に対して役員名簿等の情報の提供を求めることができ、この場合において、乙は甲に対し、その第三者の役員名簿等の情報を提供すること。

- 2 甲は、前項に規定する意見の聴取により得た情報について、当該協定以外の業務において排除措置を講ずるために利用し、又は市長等に提供することができる。
- 3 甲は、乙が要綱第30条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 4 乙は、第三者に行わせる場合にあつては、暴力団等をその受託者としないこと。
- 5 乙は、第三者に行わせる場合において、その第三者が暴力団等であることが判明したときは、甲に報告すること。
- 6 乙は、当該協定の履行に当たり、暴力団等からの妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。第三者に行わせる場合にあつては、その第三者が暴力団から不当介入を受けた場合も同様とすること。

(指定の取消し及び業務の停止)

第20条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙がこの協定に違反し、又はこの協定に基づく義務若しくは債務を履行しない場合。
- (2) 施設の利用の実績が事業計画書で予定していた水準を著しく下回り、管理運営の経費が収支予算で予定していた水準を著しく上回るなど、施設の管理運営

が適切に行われていないと認められる場合。

(3) 乙又はその代表者等が、募集要項の「申請資格等」の(2)に掲げる事由に該当することとなった場合。

(4) その他、乙による管理を継続することが適当でないとした場合。

2 前項の規定に基づいて指定を取り消した場合は、乙は甲に対して、年度協定の規定により当該年度に甲が乙に対して支払うべき経費の5%に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 乙が、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない理由により、業務を継続することが困難である状況が発生したときは、甲と乙で協議するものとする。

4 甲は、前項の協議の結果やむを得ないと認めるときは、指定を取り消すものとする。

5 前項の取消しが甲の責めに帰すべき理由による場合で、乙に損害が生じたときは、甲乙協議のうえ、甲は乙に対して、その損害を賠償するものとする。

(リスク負担)

第21条 業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」のとおりとする。

2 乙は、甲が加入している全国市長会市民総合賠償保険の対象とならない敷地、設備及び備品等を第三者に使用させる場合は、予測されるリスクに応じて、賠償保険に加入するものとする。

(業務の引継ぎ)

第22条 乙は、第3条第1項に定める指定期間が満了したとき又は第19条第3項、第20条第1項又は第4項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときに新しい指定管理者が決定された場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供しなければならない。

(原状回復義務)

第23条 乙は、第3条第1項に定める指定期間が満了したとき又は第19条第3項、第20条第1項又は第4項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(権利等の譲渡の禁止)

第24条 乙は、この協定により発生する権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(信義則)

第25条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(各事業年度に係る協定)

第26条 この協定に基づく各事業年度に係る事項については、年度協定を締結する。

(疑義等)

第27条 この協定と、年度協定、募集要項、募集時の質疑に対する回答及び事業計画書との間に矛盾又は齟齬がある場合は、この協定が優先するものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が誠意を持って協議し、これを決定するものとする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 西宮市六湛寺町10番3号  
西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎 印

乙 ○○市○○町○○番○○号  
○○○○  
代表 ○ ○ ○ ○ 印



## 別記1（第8条関係）

### 個人情報取扱特記事項

#### （個人情報の収集）

第1 乙は、基本協定に基づく業務（以下「業務」という。）を実施するために個人情報を収集するときは、業務に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で行わなければならない。

#### （個人情報の使用等）

第2 乙は、業務の範囲及び個人情報の収集目的の範囲を超えて個人情報を使用してはならない。

2 乙は、個人情報を第三者に提供してはならない。

#### （個人情報の管理等）

第3 乙は、個人情報の保管、受渡し、搬送、廃棄等に当たっては、善良な管理者の注意義務をもって、適正に行うとともに、事故を防止するために必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

#### （誓約書の提出等）

第4 乙及び乙の従業員（業務のうち個人情報を取り扱うものに従事する者に限る。以下同じ。）は、甲に対して、秘密保持に関する誓約書を提出しなければならない。ただし、他の方法により乙及び乙の従業員の秘密保持義務が確認できる場合は、この限りでない。

#### （正確性の確保）

第5 乙は、常に個人情報の正確性を確保するよう努めなければならない。

#### （業務の委託）

第6 乙は、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合は、甲の承認を得るとともに、当該第三者に、基本協定及びこの個人情報取扱特記事項と同様の措置を講じさせるようにしなければならない。

#### （複写等の禁止）

第7 乙は、業務の実施及び基本協定の履行のために必要な場合を除き、個人情報を複写又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、業務を行うため甲から提供を受け、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(甲の立会等)

第9 乙は、甲が乙の個人情報の取扱いに関して立会い、検査等を行おうとするときは、これを拒んではならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する甲の指示に従わなければならない。

(報告義務)

第10 乙は、個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(違反した場合の措置)

第11 甲は、乙が第1から第10までの規定に違反したときは、指定管理者の指定を取り消し、生じた損害を請求し、及びその事実を公表することができる。

(解釈その他)

第12 この仕様書の第1から第11までに記載した事項は必要最小限の措置を示すものであり、乙は、保有個人情報の漏洩等が生じた場合の本人が被る権利侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、保有個人情報取扱の状況及びリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## 別記2（第21条関係）

## リスク分担保

| リスクの種類      | リスクの内容  | リスク分担保 |   |      |
|-------------|---|--------|---|------|
|             |   | 甲      | 乙 | 両者協議 |
| 法令等の変更      | 乙が行う管理業務に大きな影響を及ぼす法令等の変更  |        |   | ○    |
| 税制の変更       | 消費税率の変更   |        |   | ○    |
|             | 法人税・法人市民税率の変更   |        | ○ |      |
|             | 上記以外の管理運営に影響を及ぼす税率の変更   |        |   | ○    |
| 物価の変動       | 物価の変動による人件費、物件費等の経費の増   |        | ○ |      |
|             | 著しい物価の変動による経費の増   |        |   | ○    |
| 金利の変動       | 金利の変動による経費の増  |        | ○ |      |
| 不可抗力        | 不可抗力（自然災害、暴動、テロ等、甲乙いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による業務の変更、中止、延期に伴う経費に関するもの |        |   | ○    |
|             | 不可抗力による施設・設備の修復に関するもの   | ○      |   |      |
|             | 広範囲かつ急速にまん延のおそれがある感染症に伴う管理運営の中断や対策に要する経費                                  |        |   | ○    |
| 施設・設備等の損傷   | 乙の管理運営上の瑕疵による施設・設備等の損傷  |        | ○ |      |
|             | 上記以外の事由による施設・設備等の損傷   |        |   | ○    |
| 債務不履行       | 甲の協定内容の不履行に伴うもの   | ○      |   |      |
|             | 乙の業務及び協定内容の不履行に伴うもの   |        | ○ |      |
| 第三者賠償       | 乙の管理運営上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者・第三者への損害   |        | ○ |      |
|             | 施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害   |        |   | ○    |
|             | 上記以外の場合   |        |   | ○    |
| 業務終了・引継ぎ    | 業務終了時の現状回復及び業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合）                     |        | ○ |      |
| 事業の中止・変更・延期 | 甲の帰責事由によるもの   | ○      |   |      |
|             | 乙の帰責事由によるもの   |        | ○ |      |

※リスク分担が「両者協議」としているものについては、その事実が発生したときに甲乙で速やかに協議するものとする。

※この表によりリスク分担が明らかでない事案については、甲乙で協議のうえで決定するものとする。